（別紙３）

地域密着型サービス拠点整備費等補助金について

１　補助対象事業および補助金額等（令和６年７月１日時点）

施設等の種類	補助金額（上限額）	対象経費
認知症高齢者グループホームの整備	３６，６００千円	施設等の整備に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって，旅費，消耗品費，通信運搬費，印刷製本費および設計監督料等をいい，その額は，工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）。ただし，別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き，工事費または工事請負費には，これと同等と認められる委託費，分担金および適当と認められる購入費等を含む。
認知症高齢者グループホームを整備しようとする事業者に対する施設の開設等準備にかかる事業	９１４千円×定員数 （２７床の場合） ２４，６７８千円	施設等の円滑な開所に必要な需用費，使用料および賃借料，備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。），報酬，給料，職員手当等，共済費，賃金，旅費，役務費，委託料

２　補助対象外経費

○　土地の買収または整地に要する費用
○　職員の宿舎，車庫または倉庫の建設に要する費用
○　その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

３　留意事項

(1)　リースによる経費は，補助の対象となりません。
(2)　実際の補助金額は道からの交付金や予算措置の状況により変動し，交付されない場合もあり，上表の金額等で確定するものではありません。